締約国と中央北極海の公海水域の一部における保存管理措置を採択する権限を有する北東大西洋漁業委員会並びに国際法に従って定められ、及び運営される漁業管理のための他の関連する仕組みとの間の協力及び調整並びに関連する国際的な団体及び計画との間の協力及び調整を確保することの重要性を強調し、

商業的漁獲が近い将来に中央北極海の公海水域において可能となりそうにないこと及びこのため中央北極海の公海水域に関する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けることが現状においては尚早であることを確信し、

予防的な取組方法に沿って、追加的な保存管理措置の必要性を定期的に検討しつつ中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲の開始を防止することを希望し、

二千七年の先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

北極海における海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用並びに健全な海洋生態系に関する北極の居住者（北極の先住民を含む。）の利益を認識し、また、このような北極の居住者及びその社会が関与することの重要性を強調し、

中央北極海の公海水域における漁業の保存及び管理の基礎として、北極海の海洋生物資源及びこれが存在する生態系に関する科学的な知識並びに先住民及び現地の知識の双方の利用を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　用語

この協定の適用上、

(a)　「協定水域」とは、カナダ、デンマーク王国（グリーンランド）、ノルウェー王国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国が漁業管轄権を行使する水域によって囲まれている中央北極海の単一の公海水域をいう。

(b)　「魚類」とは、魚類、軟体動物及び甲殻類の種（条約第七十七条に定める定着性の種族に属するものを除く。）をいう。

(c)　「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。

(d)　「商業的漁獲」とは、商業的目的のための漁獲をいう。

(e)　「試験的漁獲」とは、将来の商業的漁業に関する科学的データを蓄積することによって当該商業的漁業についての持続可能性及び実現可能性を評価するための漁獲をいう。

(f)　「船舶」とは、漁獲のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とする船舶をいう。

第二条　この協定の目的

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。

第三条　漁獲に関する暫定的な保存管理措置

1　各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、次のいずれかの措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。

(a)　一又は二以上の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関又は枠組みであって、認められる国際的な基準に従って当該商業的漁獲を管理するために国際法に従って設立され、若しくは設けられており、又は将来設立され、若しくは設けられることがあり、及び運営されるものによって採択される魚類資源の持続可能な管理のための保存管理措置

(b)　第五条1(c)(ii)の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置

2　締約国は、次条の規定に基づいて作成される科学的調査及び監視に関する共同計画の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励される。

3　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、第五条1(d)の規定に基づいて締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができる。

4　締約国は、協定水域における魚類の採捕を伴う自国の科学的調査活動が規制されていない商業的漁獲及び試験的漁獲の防止並びに健全な海洋生態系の保護を損なわないことを確保する。締約国は、当該科学的調査活動の許可に関する自国の計画を相互に通報することを奨励される。

5　締約国は、この条の規定によって定められる暫定的な措置及び締約国が第五条1(c)の規定に基づいて将来定めることがある追加の又は異なる暫定的な措置の遵守を確保する。

6　沿岸国である締約国及び他の締約国は、千九百九十五年協定第七条の規定に従い、中央北極海における国の管轄の内外の水域に存在する魚類資源全体の保存及び管理を確保するため、当該魚類資源に関する保存管理措置の一貫性を確保することに協力する。

7　4に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、条約に反映されている海洋の科学的調査に関する締約国の権利を制限するものと解してはならない。

第四条　科学的調査及び監視に関する共同計画

1　締約国は、中央北極海の海洋生物資源及びこれが存在する生態系に関する知識を増進させることを目的として、科学的活動における協力を円滑にする。

2　締約国は、協定水域の生態系についての自国の理解を増進させること並びに特に、魚類資源が持続可能な方法で採捕され得るように現在又は将来協定水域に存在することができるかどうか及びこのような漁業が協定水域の生態系に与え得る影響を決定することを目的として、科学的調査及び監視に関する共同計画（以下「共同計画」という。）をこの協定の効力発生から二年以内に作成することに合意する。

3　締約国は、共同計画の発展、調整及び実施を指導する。

4　締約国は、共同計画が科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画の作業並びに先住民及び現地の知識を考慮に入れることを確保する。

5　締約国は、共同計画の一部として、この協定の効力発生から二年以内にデータの共有のための規範を採択するものとし、また、当該規範に従い直接に又は科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画を通じて関連するデータを共有する。

6　締約国は、自国の調査の結果を提出し、入手可能な最良の科学的情報を検討し、及び締約国の会合に対して時宜を得た科学的助言を提供するため、少なくとも二年に一回、かつ、次条の規定に従って行われる締約国の会合の少なくとも二箇月前に対面又は他の方法で共同の科学的会合を行う。締約国は、この協定の効力発生から二年以内に共同の科学的会合の運営のための付託事項その他手続を採択する。